

2 コミュニケーション支援事業

道では、現在、「コミュニケーション支援事業（手話通訳）広域派遣体制」の検討を行っているところですが、各市町村における現行制度や今後の発展的な取組みを妨げるものではありませんので、ここで示されている道内の事例を、今後の取組みの参考としてください。

（１）近隣の市町村間で広域的に実施している事例（手話通訳・要約筆記） 〔渡島地区、上川地区〕

★ ポイント ★

近隣市町村間にて、利用協定や統一の条件などで、同一の社会福祉法人に委託して、派遣事業を実施している事例です。

（渡島地区） 医療・生活圏の近隣市町村で各々事業を行っていたが、対応できないケースが多くなってきたことから、合同で社会福祉法人に委託し、2市1町を派遣範囲として共同実施している事例。

（上川地区） 市町村単独では派遣事業の実施が困難であったため、自立支援協議会の構成市町村により話し合い、社会福祉法人に統一した条件で各々委託し、1市3町1村を派遣範囲として広域的な対応をしている事例。

市町村地域生活支援事業(コミュニケーション支援事業)
【手話通訳・要約筆記派遣関係】

○手話通訳・要約筆記派遣共同実施例

地区 渡 島

1 市町村

函館市、北斗市、七飯町の3市町

2 実施形態

直営・委託

3 費用負担

障がい者の居住地市町村がそれぞれ負担

4 派遣体制

3市町ともに、社会福祉法人に派遣事業を委託。
(委託先) 社会福祉法人 侑愛会

5 派遣内容(函館市の要綱内容)

(派遣対象) 構成市町に居住する聴覚障害者等の個人とする。

(派遣事項) 政治的、宗教的、企業・営業活動または学校での授業や日常的な保育その他福祉サービスをとって社会通念上適当でないと認められる場合は、派遣を行わない。

※通訳用務等の例示

- 1 健康・医療等に関すること
- 2 司法に関すること
- 3 教育および保育に関すること
- 4 職業に関すること
- 5 地域、住宅に関すること
- 6 人間関係に関すること
- 7 儀式的事項に関すること
- 8 文化・教養、資格取得に関すること
- 9 社会生活活動に関すること
- 10 その他(市長が特に必要と認める内容)

(派遣区域) 函館市、北斗市、七飯町

(派遣時間) 午前9時から午後9時(緊急を要する場合、派遣内容から特に必要と認められる場合はこの限りではない。)

(派遣費用)

時間区分	時間区分の適用の考え方	1時間の単価
時間内	平日の午前8時より後、または午後6時より前に始まった派遣を適用する。	2,350円
時間外	平日の午前8時より前、または午後6時より後に始まった派遣、及び土・日・祝日の派遣に適用する。	2,850円

1. 派遣時間数には、会場等における準備及び後始末に要した時間も含むものとする。

2. 派遣時間に1時間未満の端数がある場合については、その端数が30分以内の場合は0.5を、30分を超える場合は1.0を1時間の単価に乗じて得た額を加えるものとする。

(利用料) 無料

(旅費等) 実費支給

(その他)

- ・通訳者の移動手段～公共交通機関利用
- ・通訳者の保険関係～有
- ・登録者の状況～(手話)44名
(要約)24名

6 経緯

医療機関への受診や官公庁等の手続きなど函館市・北斗市・七飯町においては同一の生活圏であり、コミュニケーション支援に関する申請も3市町内において広域的な内容が多い状況にあった。

3市町で共同委託に至った経緯については、以前はそれぞれ自住民の対応を行っていたが、派遣できない案件(市町外での通訳依頼)が多くなってきたため、合同で社会福祉法人(侑愛会=パステル)に委託し派遣事業を行うこととし、派遣範囲も3市町内を対象範囲とした。

7 その他

(社会福祉法人との契約方法)

各市町にて個別に契約

依頼申請書類や法人との契約書類の統一等は無

8 参考資料

函館市障害者地域生活支援事業実施要綱

図書館障害者地域生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項および第3項ならびに第78条第1項の規定に基づき地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者をいう。

第3条 この要綱において「障害児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児および精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

(実施事業)

第4条 市は、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業
- (6) 精神障害者福祉ホーム事業
- (7) 訪問入浴サービス事業
- (8) 日中一時支援事業
- (9) 更生訓練費支給事業
- (10) その他市長が必要と認める事業

第5条 市は、前項各号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施を社会福祉法人その他市長が適当と認める者に委託し、または近隣の市町と連携して広域的に事業を実施することができる。

第6条 事業の具体的内容、対象者および利用の手続等については、別に定める。

(費用負担の額等)

第7条 障害者または障害児の保護者のうち、事業を利用することがで

きる者として市長が認めるもの（以下「利用者」という。）が当該事業に係るサービスを利用した場合において負担すべき費用の額は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号、第2号、第5号、第5号（障害者サービス事業を除く。）、第6号および第9号ならびに第10号に掲げる事業
無料

(2) 前条第1項第3号に掲げる事業 別表第1に掲げる額

(3) 前条第1項第4号、第5号（障害者サービス事業に限る。）、第7号および第8号までに掲げる事業 別表第2に掲げる額

(4) 事業を利用するにあたって、各事業ごとに定められた実費相当額の利用者は、前条第2項の規定により事業の実施の委託を受けた事業者から当該事業に係るサービスの提供を受けたときは、前項の規定による負担すべき費用の額を当該事業者が支払わなければならない。

第8条 前項の規定による支払いがあったときは、第1項の規定による費用の負担がされたものとみなす。

(費用負担の額の変更)

第9条 市長は、災害その他特別の事情があることにより、利用者が負担すべき費用の額を負担することが困難であると認めるときは、当該負担すべき額を変更することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月26日から施行する。

2 コミュニケーション支援事業実施要領

(1) 手話通訳者および要約筆記者派遣事業

(目的)

第1条 手話通訳者および要約筆記者派遣事業（以下この要領において「派遣事業」という。）は、聴覚または音声・言語機能の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者または障害児（以下「聴覚障害者等」という。）と聴覚障害者等以外の者との意思の疎通を円滑にするため、手話通訳者または要約筆記者（以下「通訳者等」という。）を派遣し、コミュニケーションの支援をすることにより、聴覚障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施の委託等)

第2条 市長は、派遣事業の実施を社会福祉法人その他市長が適当と認められる者に委託するものとする。

2 派遣事業は、利用協定に基づき、北斗市および七飯町と連携して広域的に実施するものとする。

(利用対象者等)

第3条 派遣事業の利用対象者は、函館市に居住する聴覚障害者等の個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、聴覚障害者等の福祉の向上に寄与すると市長が認めた場合は、団体主催の講演会等にも派遣できるものとする。

(利用登録等)

第4条 派遣事業を利用しようとする者は、事前に別記第1号様式の申請書により、市長に事業の利用登録の申請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は前条第2項の場合には、この限りではない。

2 市長は前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査のうえ、登録の可否について決定し、当該申請をした者および事業の受託者に通知するものとする。

(利用の申出)

第5条 通訳者等の派遣を受けようとする者は、派遣を受けようとする日の1週間前までに、その日時、事項等を明示して、市長または事業の受託者に申し出なければならぬ。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 申出の受付時間は、原則として、午前9時から午後6時までとする。

(派遣等)

第6条 派遣の決定に当たっては、派遣申請の内容が、政治的なこと、宗

教的なこと、企業・営業活動または学校での授業や日常的な保育その他福祉サービスとして社会通念上適当でないと思われる場合は、派遣を行わないものとする。

2 通訳者等の派遣を行う区域は、函館市、北斗市または七飯町の区域とする。

3 派遣時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、緊急を要する場合および派遣を行う事項の内容から特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(費用の負担)

第7条 第3条第2項により団体主催の講演会等に通訳者等を派遣した場合の当該派遣に要する費用は、函館市障害者地域生活支援事業実施要綱第4条第1項第1号の規定にかかわらず、別に定める金額を上限として当該団体が負担するものとする。

(通訳者等の登録)

第8条 通訳者等は、次の要件を備えている者またはこれと同等と認められる者のうちから選考し、登録するものとする。

ア 手話技術または要約筆記技術を習得していること。

イ 聴覚障害者等の福祉に関し、理解と熱意を有すること。

ウ 健康で、通訳者の業務を行うことができること。

2 通訳者等の選考および登録は、事業の受託者が行うものとする。

3 通訳者等の派遣は、前2項の規定により選考し、登録した者のうちから行うものとする。

(通訳者等の登録抹消)

第9条 通訳者等が前条第1項の要件を欠き、または次条第3項の規定に違反し、もしくは通訳者等として不適当と認められる行為があったときは、通訳者等の登録を抹消することとする。この場合において、通訳者等は、当該通訳者等に、事前にその旨を通知するものとする。

2 通訳者等が、本人の事情により次条第1項に規定する通訳業務に従事できなくなつたときは、本人の申出により、その登録を抹消するものとする。

(通訳者等の業務等)

第10条 通訳者等は、派遣事業に基づくコミュニケーション支援業務（以下「通訳業務」という。）を行うに当たっては、市長または事業の受託者の指示を受け、従事するものとする。

2 通訳者等は、通訳業務を終了したときは、別記第2号様式による報告書を速やかに市長に提出するものとする。

3 通訳者等は、通訳業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはなら

ない。また、通訳者等の登録を抹消した後も同様とする。
4 通訳者等は、その業務に従事するときは身分を示す証明書を携帯し、通訳者の派遣を受けた者および派遣に係る事項の関係者等からその提示を求められた場合は、提示しなければならぬ。

(個人情報管理・保護)

第11条 派遣事業の受託者は、聴覚障害者等の個人情報の漏洩防止その他個人情報管理の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

2 派遣事業の受託者の職員は、業務により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(指示等)

第12条 市長は必要があると認められるときは、受託者に対し、派遣事業に係る運営について必要な指示を行い、および利用状況等の報告を求めることができるものとする。

(運営委員会の設置)

第13条 派遣事業の効果的推進を図るため、関係行政機関、受託者、派遣事業を利用する聴覚障害者、通訳者等で構成する運営委員会を設置するものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるほか、派遣事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

市町村地域生活支援事業(コミュニケーション支援事業)
【手話通訳・要約筆記派遣関係】

○手話通訳・要約筆記派遣共同実施

地区 上 川

1 市町村

富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村(自立支援協議会の構成市町村)

2 実施形態

直営・委託

3 費用負担

障がい者の各居住地市町村が負担

4 派遣体制

5市町村ともに、社会福祉法人に派遣事業を委託。
(委託先) 社会福祉法人 エクウエート富良野

5 派遣内容(代表例として富良野市の要綱内容)

(派遣対象) 本市に住所を有し、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とする。

(派遣事項) 特に定めはなし

(派遣区域) 富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村

(派遣時間) 特に定めはなし

(派遣費用) 1時間当たり2,500円

(利用料) 無

(旅費等) 実費分支給

(その他)

- ・通訳者の移動手段～公共交通機関及び自家用車
- ・保険関係～無
- ・登録者の状況～(手話)3名(要約)0名

市町村ごとに登録をし、派遣事業を地元社会福祉法人に委託

6 経緯

単独の市町村では人口規模からも平均4～5千人程度であり、独自に派遣事業を行うには困難な状況であり、理想としては4～5万人規模あたりで派遣事業を行った方がよいと考え、富良野地区の自立支援協議会の構成市町村にて相談し、合同で社会福祉法人と委託することで事業を実施していくこととなった。

ただし、富良野市で代表して契約するのではなく、契約は各市町村と社会福祉法人でそれぞれ契約。

7 その他

(社会福祉法人との契約)

各市町村ごとに社会福祉法人と年間額で契約し、費用単価は社会福祉法人の基準により行っている。

8 参考資料

富良野市地域生活支援事業実施要綱

富良野市地域生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的かつ効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とし、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市長は、厚生労働省が定める地域生活支援事業実施要綱（平成17年8月1日陸発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 相談支援事業 (別記 1)
- (2) コミュニケーション支援事業 (別記 2)
- (3) 日常生活用具給付等事業 (別記 3)
- (4) 移動支援事業 (別記 4)
- (5) 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 5)
- (6) 生活サポート事業 (別記 6)
- (7) 日中一時支援事業 (別記 7)
- (8) 経過的アイサイバービジネス事業 (別記 8)
- (9) 社会参加促進事業 (別記 9)
- (10) 更生訓練費給付事業 (別記 10)

(実施主体)

第3条 実施主体は富良野市とし、前条各号に掲げる事業の全部若しくは一部を複数の市町村が連携し広域的に実施することができるものとする。

2 市長は、前条各号に掲げる事業の全部若しくは一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

(利用者負担)

第4条 第2条各号に掲げる事業の推進にかかる利用者負担については、各事業別記に記載のとおりとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(別記 2)

コミュニケーション支援事業

(目的)

第1条 コミュニケーション支援事業（以下「事業」という。）は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 この事業は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 手話通訳者派遣事業
- (2) 要約筆記者派遣事業
- (3) その他障がい者等との意思疎通に必要な事業

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、本市に住所を有し、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とする。

(実施主体)

第4条 この事業の実施主体は富良野市とし、この事業の全部若しくは一部を複数の市町村が連携し広域的に実施することができるものとする。

2 市長は、この事業の全部若しくは一部を団体等に委託することができる。

(利用者負担)

第5条 この事業の利用料は、無料とする。

(留意事項)

第6条 手話通訳者、要約筆記者には、それぞれ以下のものを含むものとする。

- (1) 「手話通訳者」
 - ア 手話通訳士
 - イ 手話通訳者
 - ウ 手話奉仕員
 - (2) 「要約筆記者」
 - ア 要約筆記奉仕員
- 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年5月20日厚生省告示第108号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者
都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者
市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者
市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者

(2) 自市町村外からの住民にも対応している事例〔札幌市、苫小牧市〕

★ ポイント ★

市町村外の住民であっても、手話が必要な場合は対応している事例です。

(札幌市) 派遣対象者は、聴覚障害者のみではなく、手話が必要な市民全てであるとの考えのもと、手話を必要とする個人及び団体に対応している事例。

(苫小牧市) 市内における通訳についての対象者は市民に限らず対象としており、さらに市外への派遣についても市民については派遣対象(市外は、北海道ろうあ連盟の委託により対応)としている事例。

※ コミュニケーション支援事業の対象について

〔「厚生労働省全国障害保健福祉関係主幹課長会議資料(自立支援振興室)」より H23.2.22〕

- 障害当事者団体主催の行事や会議等、複数の利用者がいる場合についても手話通訳者等の派遣が適切に行われるよう努めること。
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと。

手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行うコミュニケーション支援事業の利用は、個人だけではなく、集団での必要とする場合もあります。また、利用希望は、必ずしも聴覚障がい者からではなく、意思疎通を必要とする家族や相手側からの場合もありますので、柔軟な対応が求められます。

なお、集団での利用については、会議等の主催者側負担を原則とする取り扱いもありますが、会議内容の公共性、主催者側の負担能力などを勘案し、聴覚障がい者が参加できないことのないよう配慮することが必要です。

市町村地域生活支援事業(コミュニケーション支援事業)
【手話通訳派遣関係】

○利用地市町村による対応例1

地区 石 狩

1 市町村

札幌市

2 実施形態

直営・委託

3 費用負担

利用地である札幌市が負担

4 派遣体制

社団法人への委託

(委託先) 社団法人 札幌聴力障害者協会

札幌市視聴覚障がい者情報センター(手話通訳派遣担当)

受託団体の専従手話通訳者、登録手話通訳者による対応

5 派遣内容

(対象者) 特に定めは無く、札幌市で手話を必要とする場合で市外、道外に関係なく利用が可能。費用負担、通訳者の手配なども札幌市にて実施

(派遣項目) 1 生命・健康・医療保健に関すること

2 司法に関すること

3 児童の教育、保育に関すること

4 労働と雇用に関すること

5 地域及び住宅に関すること

6 人間関係に関すること

7 文化と教養に関すること

8 社会生活に関すること

9 その他、障がい福祉担当部長が認めるもの

(対象地域) 原則、札幌市内

(利用料) 無料

(派遣費用) 報償費 通訳活動時間が3時間未満の場合 3,000円

通訳活動時間が3時間以上の場合 4,000円

(旅費等) 実費分支給

(その他)

・通訳者の移動手段～公共交通機関利用

・通訳者の保険関係～有

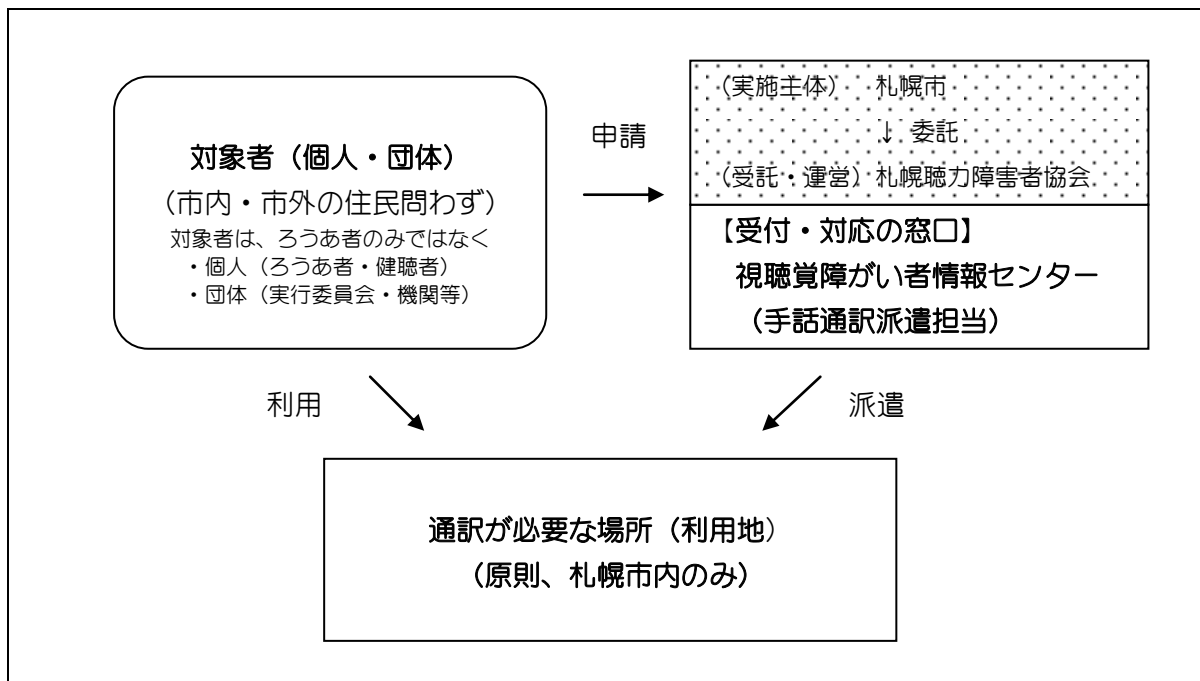
・手話通訳者数 66名(専従手話通訳:10名、登録手話通訳者 56名 H22.5 現在)

6 経緯

札幌市は医療機関や官公庁等の行政機関などが集中しており、道内の各地域や東京など本州からの派遣依頼も多いことから、札幌市にて対応する体制・制度が構築されてきた。

また、札幌近隣の市においても、札幌市の体制や要綱等を参考に整備されてきた経緯もあり、利用場所である市において通訳の対応が行われてきている。(多くの市が手話通訳者が設置され対応している状況。)

7 札幌市の派遣対応イメージ



8 参考資料

札幌市手話通訳者派遣事業実施要綱

札幌市手話通訳者派遣事業実施要綱

昭和49年3月28日
厚生局長 裁

(目的)

第1条 この事業は、聴力及び言語障がい者（以下「ろうあ者等」という。）と健聴者との意思の疎通を円滑にするため、手話通訳者を必要とする場合に、手話通訳者を派遣することにより、ろうあ者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は札幌市とする。

(事業の委託及び監督等)

第3条 札幌市は、この事業の一部を札幌市が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に委託することができる。

2 札幌市は、この事業の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

3 受託者は、前項の規定による札幌市の監督を受け、札幌市から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(手話通訳者)

第4条 この要綱における手話通訳者とは、音声語を手話に同時通訳することができ、かつろうあ者等の手話表現を読み取り音声語に同時通訳できる者のうち、札幌市長が適当と認定した者（以下「手話通訳者」という。）とする。

2 手話通訳者は勤務内容及び身分により、次の2種類とする。

(1) 専従手話通訳者

手話通訳者のうち、主に手話通訳者等養成業務や手話通訳者派遣業務に従事することを目的として受託者に雇用され、第6条第1項の規定に基づき、専従手話通訳者として、札幌市手話通訳者証（以下「通訳者証」という。）の交付を受けた者。

(2) 登録手話通訳者

手話通訳者のうち、第6条第1項の規定に基づき、登録手話通訳者とし

て、手話通訳者証の交付を受けた者。

3 札幌市長は、手話通訳者として不適当と認められる事由が生じたときは、第1項の規定を取り消すことができる。

(手話通訳者の認定)

第5条 前条の規定による手話通訳者に応募するには、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

(1) 札幌市内に住所を有する者、札幌市近郊に住所を有する者で勤務先等が札幌市内にある者、又は手話に係る地域活動の場が主に札幌市内にある者

(2) ろうあ者等の福祉に理解と熱意を有する者

(3) 満20歳以上の者

(4) 札幌市手話通訳者養成講座を修了した者、厚生労働省カリキュラムの手話通訳者養成カリキュラムを修了した者又は同等以上の能力があると認められた者。（手話通訳士を含む。）

2 手話通訳者の募集について、受託者は、広報誌に掲載する、関係団体に連絡する、募集要項を掲示・配布する、手話通訳者養成講座修了予定者に案内する等の適切な手段により、幅広く市民等に周知を図ることとする。

3 受託者は、手話通訳者としての業務遂行能力を審査するため、次の各号について認定試験を実施する。ただし、認定試験のうち筆記試験及び実技試験については、社会福祉法人全国手話研修センターが主催する手話通訳者統一試験をもって、代えることができる。なお、手話通訳士については、筆記試験及び実技試験を免除する。

(1) 筆記試験

(2) 実技試験

(3) 面接試験

4 受託者は、前項の規定により、手話通訳者としての業務遂行能力を有すると認められる者について、本人の承諾を得て、次の各号に掲げる書類をもって札幌市に推薦する。

(1) 「札幌市手話通訳者推薦書」（様式1）

(2) 「札幌市手話通訳者承諾書」（様式2）

- 5 札幌市は、前項の規定による推薦に基づき、手話通訳者として適当と認めるときは、「札幌市手話通訳者名簿」(様式3の1又は様式3の2)に登録し、受託者を経由して、「札幌市手話通訳者登録通知書」(様式4)により通知する。
 - 6 手話通訳者の認定期間は、毎年度初日から末日の1年間とする。ただし、新規に認定する場合はじめ、やむを得ない場合は、この限りではない。
 - 7 更新年度の前年度に実施した手話通訳者研修会に一定回数以上出席している者又は更新時研修に出席した者は、手話通訳者としての認定期間が満了する前60日以内に更新手続を行うことにより、認定期間を更新することができる。
 - ただし、手話通訳者が期日までに更新の手続を行わなかった場合又は更新を認めるために必要な通訳技能の把握ができない場合、受託者は札幌市に対し意見書を提出することとし、札幌市は意見書を参考として、当該手話通訳者の更新の可否を決定することとする。
 - 8 更新に当たっては、札幌市手話通訳者名簿を適宜修正することとし、必要に応じて、第4項及び第5項の手続きを省略することができるものとする。
 - 9 過去に札幌市登録手話通訳者と認定された者が再度認定を希望する場合は、原則として第3項を適用する。ただし、札幌市が第1項各号に規定する要件を全て満たしているときと特に認める場合はこの限りではない。
- (手話通訳者証)
- 第6条 前条の規定により、手話通訳者として登録した場合は、札幌市は、受託者を経由して、手話通訳者に対し、専従手話通訳者と登録手話通訳者の別を記載した通訳者証(様式5)を交付する。
 - 2 手話通訳者は、通訳業務を遂行するに当たって、通訳者証を常時携帯することとし、提示を求められた場合は、必要に応じ、これを提示しなければならない。
 - 3 何人も通訳者証を貸与、譲渡又は改ざんしてはならない。
 - 4 手話通訳者は、通訳者証を紛失又は棄損したときは、受託者を経由し、ただちに通訳者証の再交付を願い出なければならない。
 - 5 手話通訳者は、札幌市手話通訳者証を更新したとき、及び認定の取消しを

- 受けたときは、受託者を経由し、ただちに通訳者証を札幌市に返還しなければならない。
- (秘密の保持及び個人情報等の保護)
- 第7条 手話通訳者は、通訳業務を遂行するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 2 手話通訳者は、通訳業務を遂行するに当たって知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。
- 3 手話通訳者は、通訳業務を遂行するに当たって知り得た個人情報等を、嚴重に管理し、他に漏らさないようにしなければならない。
- 4 手話通訳者は、通訳業務を遂行するに当たって、受託者から提供された個人情報等が記録された資料等を、受託者の承諾を得ることなく複製し、又は複製をしてはならない。
- 5 手話通訳者は、通訳業務を遂行するに当たって、受託者から提供された個人情報等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 6 手話通訳者は、通訳業務を遂行するに当たって、受託者から提供された個人情報等が記録された資料等を、業務完了後速やかに受託者に返還するものとする。ただし、受託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。
- 7 手話通訳者は、第1項から第6項までの規定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに受託者に報告し、受託者の指示に従うものとする。
- 8 第1項から第7項までの規定は、手話通訳者証を返還した後も、また同様とする。
- (手話通訳者の服務)
- 第8条 手話通訳者は、手話通訳士倫理綱領(平成9年5月4日付け日本手話通訳士協会制定)を遵守し、適正に通訳業務を実施しなければならない。
- (派遣対象事項)
- 第9条 この事業により手話通訳者を派遣する対象は、別表に定める事項とする。
- (派遣対象地域)

第10条 この事業の派遣対象地域は、原則として札幌市内とする。

(派遣の申請)

第11条 手話通訳者の派遣を希望する者は、「札幌市手話通訳者派遣申請書」(様式6。以下「申請書」という。)により、できる限り早期(原則として、派遣を希望する期日の1週間前まで)に、受託者に対し、派遣の申請をするものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

(派遣の決定)

第12条 受託者は、受理した申請書の依頼内容を本要綱に照らして審査の上、派遣の可否を決定し、その結果及び派遣する手話通訳者の氏名その他必要な情報を、申請者に口頭又は書面により、通知するものとする。

2 受託者は、前項により派遣を決定した場合であっても、適切な手話通訳者が確保できない場合の他、やむを得ない事由が発生した場合は、前項の派遣決定を取り消すことができる。

(手話通訳者の手配)

第13条 受託者は、派遣の決定をした場合、すみやかに手話通訳者の手配を行い、選定した手話通訳者に通訳業務の依頼を行う。

2 受託者は、申請書等に基づき、手話通訳者の活動予定表を作成して常況を把握し、円滑な派遣体制を確保する。

(手話通訳者の派遣及び報告)

第14条 手話通訳者は、受託者の依頼に基づき、通訳業務を実施する。この場合、派遣申請者その他関係者と打合せを行う等、適切な通訳の実現に努めるものとする。

2 前項の規定に基づき通訳を実施した場合、手話通訳者は、通訳を実施した日が属する月の翌月7日までに「札幌市手話通訳実施報告書」(様式7の1又は様式7の2。以下「実施報告書」という。)を受託者に提出するものとする。ただし、3月分については、3月31日までに受託者に提出するものとする。

(登録手話通訳者に対する報償費等)

第15条 前条の規定により、登録手話通訳者が通訳を実施し、実施報告書を期限までに適正に提出した場合、受託者は、通訳を実施した日が属する月

の翌々の末日までに、次の各号の区分により報償費及び通訳業務を実施するにあたり要した経費(交通費、通信費等)を登録手話通訳者に対し支払うものとする。

(1) 報償費

ア 通訳活動時間が3時間未満の場合 3,000円

イ 通訳活動時間が3時間以上の場合 4,000円

(通訳活動時間とは、通訳行為及び事前の打合せその他の通訳予備行為に要した時間をいう。)

(2) 交通費、通信費等

実費

(ただし、登録手話通訳者が受託者から交付された乗車券及び電話券等の有価証券を使用した場合はこの限りではない。)

(業務報告の履行)

第16条 受託者は、「札幌市手話通訳者派遣状況報告書」(様式8)に「札幌市手話通訳者派遣状況明細書」(様式9の1及び様式9の2)及び「札幌市手話通訳者派遣調査」(様式10の1及び様式10の2)を添付し、各月の派遣状況を通訳を実施した日が属する月の翌月15日までに札幌市に報告するものとする。ただし、3月分については、3月31日までに札幌市に提出するものとする。

(手話通訳者の研修)

第17条 受託者は、手話通訳者に対して、手話通訳者としての資質の向上、研鑽を深めるため、研修を実施する。

(特殊健康診断)

第18条 受託者は、手話通訳業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕症等の健康障がいを予防する観点から、手話通訳者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、手話通訳者に対し、特殊健康診断を実施する。

(関係機関との連携)

第19条 受託者は、事業の実施に当たって、札幌市その他関係機関及び関係団体と密接な連携を保ち、必要に応じて協議の上、円滑な実施を期するもの

とする。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、障がい福祉担当部長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 9 年 11 月 4 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

付則

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱の施行日より前に、旧要綱第 7 条の規定に基づいて認定された手話通訳者の資格は、なお従前の例による。

手話通訳者の派遣対象

別表

派遣事項		派遣内容	除外事項
1	生命・健康・医療保健 に関すること	受診、治療、入院、通院、検診、検査、手術、献血、回診、各種健康相談、医療や健康に関する講演、その他。 被害届、取調べ、接見、調停、捜査、事情聴取、運転免許処分、事故検証、公判、その他。	宗教等を背景とした「治療」その他これに類する名称をも って行われる行為（御祓い、加持祈祷等）は、除外する。
2	司法に関すること		
3	児童の教育、保育に関 すること	各種懇談会、PTA会、父母会、転入学等の手続き、教育相談、進路相談、その他児童の教育諸機関との話、その他。	教材の売買及びこれに類する内容のものは除外する。
4	労働と雇用に関する こと	トラブルの話合い、交渉、要求、解雇、退職、組合交渉、調停、研修（雇用継続に必要なもの）、その他。	社内会議、営業会議等通常の企業活動に係るものは、除外 する。
5	地域及び住宅に関す ること	住宅相談、契約、入居、移転、購入、交渉、集会、減免申請、町内会等の話 合い、その他。	
6	人間関係に関するこ と	家庭問題、各種調停、結婚式、葬儀、その他。	近隣との日常の雑談は除外する。また、結婚式や葬儀につ いては、ろうあ者自身が一般的な参加者である場合は除外 する。
7	文化と教養に関するこ と	講座、講演会、研修会、その他。	宗教団体、政治団体等の主催するもの。また、企業の商品 販売等、営利に絡むものは除外する。
8	社会生活に関するこ と	各種相談、諸契約、運転免許の取得・更新、各種団体の集会、その他社会生 活に係る各種相談	宗教団体、政治団体等の主催するものは除外する。
9	その他、障がい福祉担 当部長が認めるもの		電話通訳の依頼を主たる目的とするものは除外する。その 他障がい福祉担当部長が不適當と認めるものは除外する。

市町村地域生活支援事業(コミュニケーション支援事業)

【手話通訳派遣関係】

○自市町村外からの住民への対応例2

地区 胆 振

1 市町村

苫小牧市

2 実施形態

直営・委託

3 費用負担

市内の対応部分:市外の部分も苫小牧市が負担

市外の対応部分:障がい者の居住地市町村として苫小牧市が負担

4 派遣体制

市内の対応部分:直営(主に設置手話通訳者による対応)

市外の対応部分:委託 (委託先)社団法人 北海道ろうあ連盟

5 派遣内容

(対 象 者) 苫小牧市内に住所を有するか有しないかは問わないものとする。ただし、市外に住所を有するもので、当該市町村の手話通訳派遣事業を受けることができる者は対象外とする。

(対象地域) 事業の派遣対象地域は苫小牧市内とする。ただし、苫小牧市内に住所を有する障がい者については、北海道内とする。(委託)

(派遣項目) 1 保健・医療・福祉に関すること

2 官公庁等における手続き等に関すること

3 入学、入園、卒業、卒園、父兄会又は育児・健康相談等、保育、教育に関する
こと

4 地域生活における人間関係に関すること

5 住宅入居など日常の社会生活に関すること

6 雇用、労働等に関すること

7 社会生活上必要な文化・教養に関すること

8 その他市長が必要と認めたもの

※派遣対象外

1 企業の商品販売、社内会議、社内研修等、商業目的、営利目的とするもの

2 宗教団体、政治団体等の主催するもの

3 その他市長が不相当と認めるもの

(利 用 料) 無料

(そ の 他)

・通訳者の移動手段～公共交通機関利用

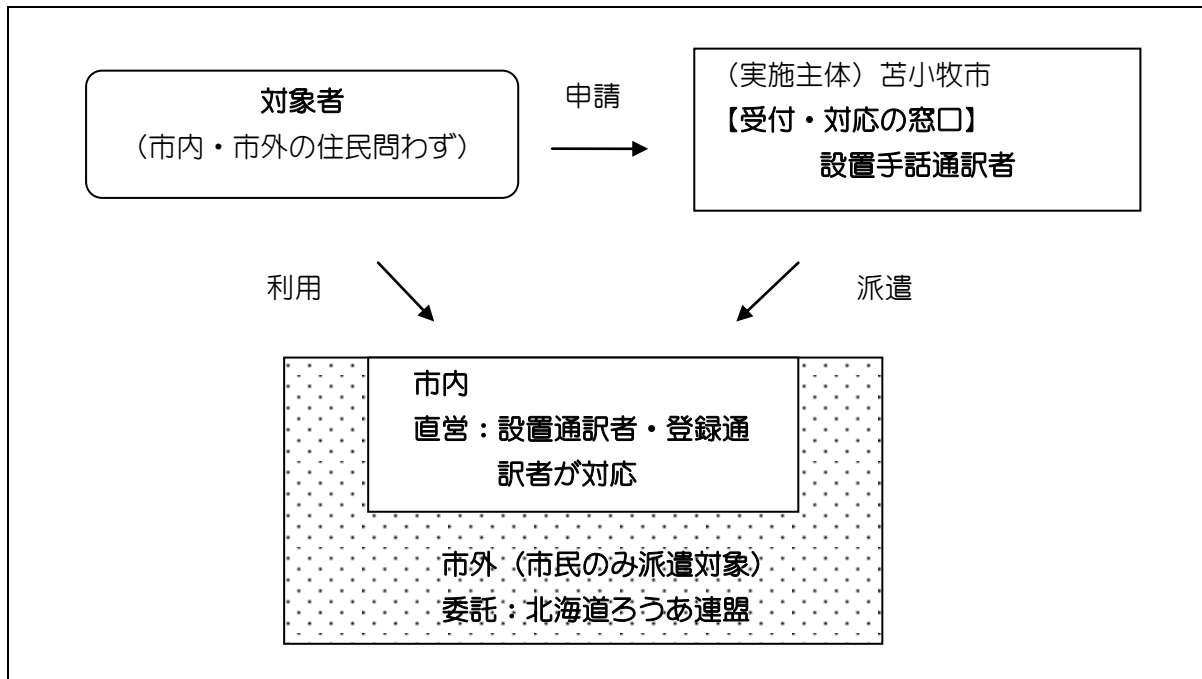
・通訳者の保険関係～無

6 経緯

手話通訳者を設置し、当初は市民の通訳依頼に対応していたが、医療機関への受診や官公庁の手続き等で近隣市町村の住民からも利用申請が多くなり、市民以外についても設置通訳者

を中心に対応することとなった。
その後、自市民からの要望もあり、市外への派遣も対応してもらいたいという意見が多くなり、市外に関する部分(広域派遣)は、北海道ろうあ連盟の委託により対応することとなった。
派遣範囲は道内全域としている。

7 苫小牧市の派遣対応イメージ



8 参考資料

苫小牧市手話通訳者派遣事業実施要綱

苫小牧市手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条の規定による地域生活支援事業のうち、同条第1項第2号に規定する事業として、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者(以下「障害者」という。)とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳員(以下「通訳員」という。)を派遣することにより、障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この要綱に基づく事業の実施主体は、苫小牧市(以下「市」という。)とする。

(派遣対象者)

第3条 この事業の対象者は、苫小牧市内に住所を有するか有しないかは問わないものとする。ただし、市外に住所を有する者で、当該市町村の手話通訳派遣事業を受けることができる者は対象外とする。

(派遣対象事項等)

第4条 この事業により通訳員を派遣する対象事項は、次のとおりとする。

- (1) 保健・医療・福祉に関すること。
- (2) 官公庁等における手続き等に関すること。
- (3) 入学・入園、卒業・卒園、父兄会又は育児・健康相談等、保育、教育に関すること。
- (4) 地域生活における人間関係に関すること。
- (5) 住宅入居など日常の社会生活に関すること。
- (6) 雇用、労働等に関すること。
- (7) 社会生活上必要な文化・教養に関すること。
- (8) その他苫小牧市長(以下「市長」という。)が必要と認めたもの。

2 次のような場合には、派遣の対象としない。

- (1) 企業の商品販売、社内会議、社内研修等、商業目的、営利目的とするもの。
- (2) 宗教団体、政治団体等の主催するもの。
- (3) その他市長が不相当と認めるもの。

(派遣対象地域)

第5条 この事業の派遣対象地域は、苫小牧市内とする。ただし、苫小牧市内に住所を有する障害者については、北海道内とする。

(派遣対象時間)

第6条 この事業の派遣対象時間は、午前8時から午後9時までとし、1回の派遣時間は3時間以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(派遣の申請)

第7条 通訳員の派遣を必要とする者は、市長に派遣の申請をするものとする。

(利用者負担)

第8条 通訳員の派遣に係る利用者負担は、無料とする。

(通訳員の身分)

第9条 この事業の通訳員は、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく苫小牧市の非常勤特別職の職員とする。

(通訳員の委嘱)

第10条 この要綱における通訳員とは、手話によって障害者と意思の疎通が可能な者で市長があらかじめ委嘱した者とする。

2 市長は、通訳員として不適当と認められる事由が生じたときは、解雇することができる。

(通訳員の委嘱期間)

第11条 通訳員の委嘱期間は、1年以内とする。

(通訳員の辞職)

第12条 通訳員が任期途中で職を辞するときは、市長に辞職の申出をするものとする。

(通訳員証)

第13条 通訳員には、苫小牧市手話通訳員証(様式1)(以下「通訳員証」という。)を交付する。

(通訳員の遵守事項)

第14条 通訳員は、障害者の人格を尊重するとともに、信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。

2 通訳者は、業務上知り得た情報について、正当な理由なく、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 通訳員は、通訳活動を行う場合、交付された通訳員証を常時携帯しなければならない。

4 通訳員は、手話通訳に係る研修等に積極的に参加し、自己研鑽に努めるものとする。

(事故責任)

第15条 通訳員が業務従事中に不可抗力により派遣対象者の身体、生命又は財産に損害を与えたときは、市長が賠償の責めを負うものとする。

(事業の委託)

第16条 市長は、この事業を適切に実施することができると認めた団体に委託することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(3) 医療機関へ手話通訳者を配置した事例〔市立札幌病院〕

★ ポイント ★

手話通訳派遣等の依頼は医療機関への受診が多くを占めることから、医療機関が集中する都市部において、医療機関自体に手話通訳者を配置してもらえるよう協力要請し、聴覚障がい者の利便性の向上を図っている事例です。

市町村地域生活支援事業(コミュニケーション支援事業)
【手話通訳設置関係】

○医療機関への設置例

地区 札幌市

1 医療機関名

市立札幌病院

2 実施形態

直営・委託

3 体制

(人 員) 設置通訳者2名

4 内容

(内 容) 診察の時、検査の説明や検査時、各種相談窓口を利用する時、入院の説明、入院生活の中で必要な時、「リハビリ」治療を受ける時などコミュニケーションが必要な場面で利用可能

(対 応) 診察時間内(月～金 8:45～15:00)

(受 付) FAXにより受付(24時間対応)

(利用料) 無料

5 設置に至った経緯等

札幌市における手話通訳依頼内容については、現在も同様であるが、医療機関への受診が半数近くを占めている状況で、依頼増加の状況にあった。

市立札幌病院に手話通訳者が設置される以前から、既に勤医協札幌病院においては通訳者が設置されていることもあって、公立病院である市立札幌病院においては、公立病院としての立場や今後の利用者増加が見込まれることなどから、手話通訳者を設置するべきとの関係団体や関係者等からの要望も高まってきている状況であった。

このことから、市立札幌病院が1995年10月から移転新築開院されることに伴い、各関係団体や関係者等との懇談会などにより、業務内容や人員体制などについて議論を重ね、1996年3月から1名体制でスタート。翌年の1997年3月からは2名体制としており、現在に至っている。

また、設置された通訳者の過労働などによる健康問題を防ぐため、病院職員の協力及び診療現場との協力・連携体制を得ることや、事前に受付(FAX等)をする手続き方式、呼び出しなどの可視化の工夫、札幌市の通訳者派遣事業の並行利用など、設置されている通訳者だけに負担がかからないよう、病院としてもできることを取り組むことで対応されてきている。

6 参考

市立札幌病院の手話通訳に関するホームページ

「手話通訳について」

URLは以下のとおりです。

<http://www.city.sapporo.jp/hospital/hospital/signlang/index.html>

(4) 奉仕員等養成を相互協力している事例〔釧路市、釧路町〕

★ ポイント ★

奉仕員養成講座の受講対象者を自市町民に限定するのではなく、定員の範囲内で隣接の市町と協力し受講者として受け入れている事例です。

また、養成後の登録者も市・町で、柔軟な対応により行われています。

市町村地域生活支援事業(コミュニケーション支援事業)

【手話通訳者(奉仕員)養成関係】

○手話奉仕員養成協力実施

地区 釧路

1 市町村

釧路市・釧路町の2市町

2 養成対象

釧路市、釧路町にてそれぞれで開催する養成講座について、希望があった場合にはどちらの住民でも受講可能であり、受講希望者がより受講しやすい対応で開催されてきている。
(※受講の受入については、各定員があるので申込状況にもよる。)

3 講師

釧路聴力障害者協会会員等で講師団を組織し、釧路市、釧路町の講習会をそれぞれ調整の上担当している。
釧路市においては、直接養成講座を運営しており、講師依頼は釧路聴力障害者協会と釧路手話の会に依頼している。
釧路町においては、養成講座の開催運営は、釧路町社会福祉協議会に委託しており、講師の手配のみ釧路聴力障害者協会に依頼している形である。

4 登録者

釧路市登録:28名(釧路市に釧路町の方が3名登録している。)
釧路町登録:3名(北海道ろうあ連盟の派遣センター登録のみ)

5 経緯

釧路市、釧路町が互いに生活圏であることや、講師依頼先が釧路聴力障害者協会と同じこともあり、昭和50年より手話講習会を開催している時から、各市町民以外の方も受け入れをしている。

6 開催概要

内容	釧路市	釧路町
養成内容	隔年で入門・基礎	3年で入門・基礎・レベルアップ
開催期間	5月～12月	5月～12月
開催数	31回	31回
参加定員	20名	20名
運営	直営	委託:釧路町社会福祉協議会
講師	釧路聴力障害者協会	釧路聴力障害者協会
H22養成実績	19名	7名

7 その他

派遣体制について
(釧路市) 設置通訳者:市(社会福祉課)1名、市(身体障害者センター)1名
(釧路町) 設置通訳者:1名(週3日勤務)※北海道ろうあ連盟委託
派遣費用負担について
(釧路市) 市外の住民も市内の部分を負担
(釧路町) 町民について町内の部分を負担